

APEC CBPR（越境プライバシールール）システムの概要

- APEC CBPRシステムは、APEC参加国・地域において活動する事業者に対し、**APECが定める個人情報保護の枠組み（APECプライバシールール）への適合性を認証する仕組み。**
- 各国・地域の個人情報保護法制に相違があることを前提としつつも、**個人データの越境移転を行う事業者に適切な保護水準の確保を求めるもの。**

日本国内における認証企業（2024年5月時点・4社）

- ・ インタセクト・コミュニケーションズ株式会社
- ・ 株式会社Paidy
- ・ 株式会社インターネットイニシアティブ
- ・ PayPay株式会社

（APEC CBPRの経緯）

2014年 日本がAPEC CBPRシステムに参加

2016年1月 JIPDECがアカウントビリティ・エージェント（CBPRの認証機関）となる

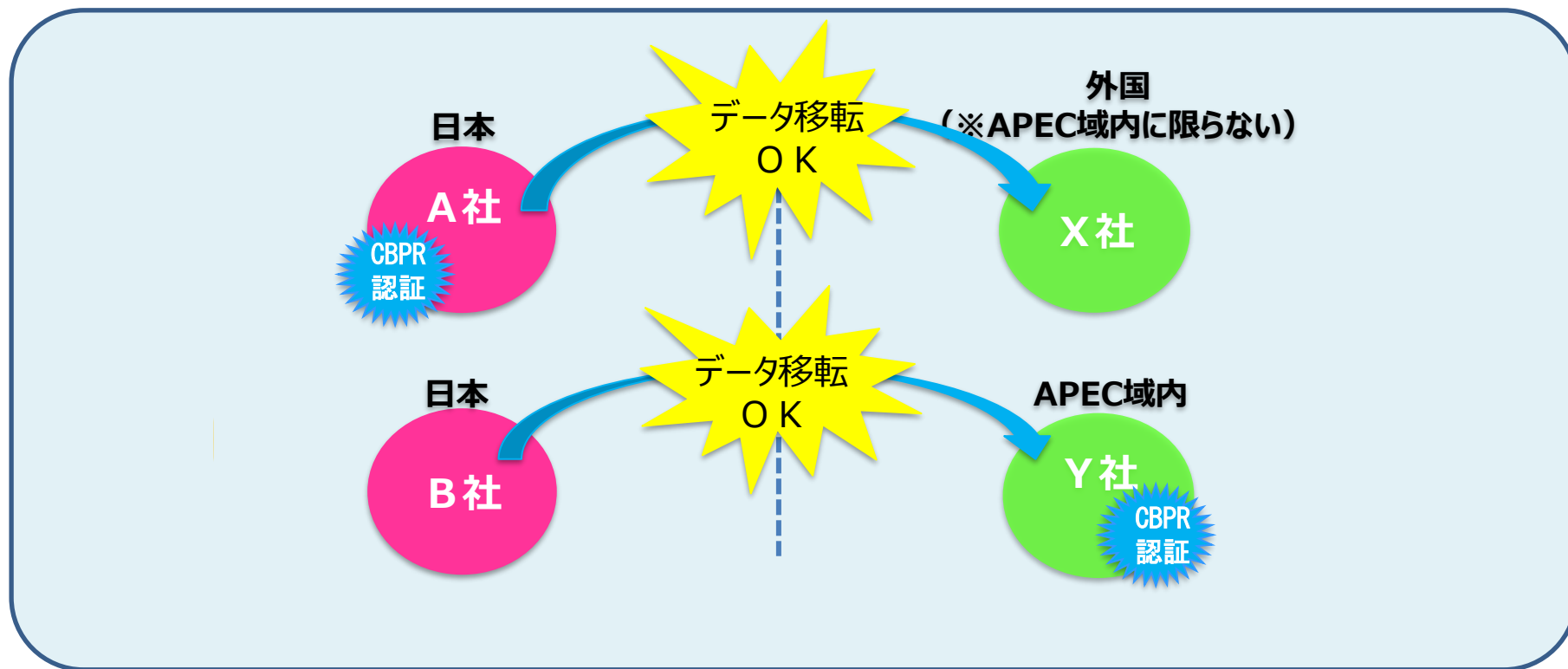
2016年12月 企業認証第1号の誕生

個人情報の越境移転のために認められた手段（個人情報保護法第28条）

- 日本と同等の保護水準にあると個人情報保護委員会に**指定された外国**への移転
- 相当措置を講ずる**体制整備**（同法ガイドラインではAPEC CBPR制度がこれに含まれることを明記）による移転
- 本人による**同意**に基づく移転

APEC CBPRシステムによる個人情報の移転の円滑化

- CBPR認証取得による取引先や消費者からの信頼性の向上
- 認証企業からの個人情報の越境移転手続きが簡略化



APEC CBPRシステムの域外拡大

- APEC CBPRシステムについて、APEC域外に適用を拡大するための議論を米国が主導。2022年4月、CBPRシステムをAPECから独立させ、グローバル化するための新たな運営組織（グローバルCBPRフォーラム）の設立に向けた宣言が公表された。
- 2023年6月には、英国がグローバルCBPRフォーラムに準会員として参加することが承認され、APEC域外からの参加国第一号となった。
- 2024年4月30日、グローバルCBPRシステムの稼働に必要な文書が公表された。今後はアカウントビリティ・エージェントにおける認証付与開始に向けた準備作業を経て、同年6月を目途としてグローバルCBPRシステムが稼働開始する予定。

<APEC CBPRの参加状況>

※2024年3月時点

- ・参加エコノミー：米国、メキシコ、日本、カナダ、韓国、シンガポール、チャイニーズタイペイ、オーストラリア、フィリピン
- ・認証機関：(米国) Truste, Schellman, NCC Group, HITRUST, BBB
(日本) JIPDEC(日本情報経済社会推進協会)
(韓国) Korea Internet & Security Agency
(シンガポール) Infocomm Media Development Authority
(チャイニーズタイペイ) Institute for Information Industry
- ・認証を受けた企業数：(米国) 50社 (Apple, Cisco Systems, HP, IBM等)
(シンガポール) 8社 (Alibaba Cloud(Singapore)等)
(韓国) 10社 (NAVER Cloud, Kakaogames等)
(日本) 4社 (インタセクト・コミュニケーションズ、Paidy、インターネットイニシアチブ(IIJ)、Paypay)

(参考) Global CBPRフレームワーク

- Global CBPRにおいては、APECプライバシーフレームワークと同様に、OECDプライバシーガイドラインを基礎として定められた**9つの情報プライバシー原則**が定められている。

<Global CBPRフレームワークの9原則>

- 1 損害の防止 (Preventing Harm)
- 2 通知 (Notice)
- 3 収集の制限 (Collection Limitation)
- 4 個人情報の利用 (Use of Personal Information)
- 5 選択の機会提供 (Choice)
- 6 個人情報の完全性確保 (Integrity of Personal Information)
- 7 安全管理措置 (Security Safeguards)
- 8 開示・訂正 (Access and Correction)
- 9 説明責任 (Accountability)

(参考) 正会員 (Member) としての参加要件・役割

要件

役割

1

フォーラムの**原則及び目的への同意**並びにそれに対する**国内法制の適合性**の提示

2

CAPEに参加している**プライバシー執行当局**の存在

3

AAを利用する意向のある場合：
プログラムリクワイアメント（CBPRフォーラムにおける個人情報保護要件）の執行方法の提示

AAを利用する意向のない場合：
国内法制がCBPR/PRPシステムを有効なデータ越境移転メカニズムとして認めていることの提示

Global CBPRに参加し、フォーラムの原則と目的を推進するための方針と戦略を定める。

(参考) 準会員 (Associate) としての参加要件・役割

要件

1

フォーラムの原則及び目的の支持

2

データ保護法制の存在

3

プライバシー執行当局の存在

役割

Global CBPRに正会員として参加する準備を行うため、フォーラムとその活動に参加する。

(参考) グローバルなシステムであることのメリット

すべてのステークホルダー

- 各法域間で一貫した個人情報保護要件を確立できる
- 個人情報保護要件に係る法的拘束力・執行力を確保できる
- プライバシー執行当局間の国境を越えた協力が可能になる

実務上の便宜・利点

- 企業の既存のデータ保護・プライバシーのための取組を、越境移転メカニズムとして位置づけられる
- 海外法令も含めたコンプライアンスの促進
- アカウンタビリティ（説明責任）の促進

データ越境移転における
共通の保護水準の確保



信頼構築